

営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 よくあるお問い合わせ

- 都内の飲食店・カラオケ店が対象になるとのことですが、具体的にはどのような店舗が協力金の対象となるのですか？

営業の形態や名称の如何を問わず、飲食店については、夜 2 時から翌朝 5 時までの間に営業し、客に酒類の提供を行っていた店舗が、夜 2 時から翌朝 5 時までの夜間時間帯の営業を行わない（終日休業含む）か、あるいは酒類の提供を終日行わない場合に対象となります。

カラオケ店については、酒類の提供の有無にかかわらず、夜 2 時から翌朝 5 時までの間に営業を行っていた店舗が、夜 2 時から翌朝 5 時までの夜間時間帯の営業を行わない場合（終日休業含む）に対象となります。

- 誰が協力金を受け取ることが出来ますか？

協力金の対象店舗を運営し、営業時間短縮要請に全面的に応じた中小企業・個人事業主等が受け取ることが出来ます。

- 協力金の支給を受けるには、いつから営業時間を短縮する必要がありますか？

要請を行う全期間（令和 2 年 8 月 3 日から 8 月 31 日まで）において、営業時間短縮（終日休業も含む）に、ご協力いただく必要があります。

- 申請書はどこでもらえますか？

8 月 26 日（水）からホームページで入手することができます。また、最寄りの都税事務所・支所、都庁第一本庁舎 1 階受付でも受け取ることができます。

申請受付は、9 月 1 日（火）より開始となりますので、ご注意ください。

- 「東京都感染拡大防止協力金」の第 1 回、第 2 回の申請をしていませんが、申請できますか？

「東京都感染拡大防止協力金」の第 1 回、第 2 回の申請状況に関わらず、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」を申請することができます。

○ 申請には、「東京都感染拡大防止協力金」の第1回、第2回のとおり添付書類が必要ですか？

第1回または第2回で支給決定された店舗について、今回も申請をする場合は、提出書類を簡素化する予定です。

○ 飲食店の場合、どうすれば協力金の対象となりますか？

「協力金の対象となる飲食店の営業時間の短縮について」に記載しているフローチャートをご覧ください。

○ 感染防止徹底宣言ステッカーを掲示していないと、協力金は支給されませんか？

協力金の対象要件として、感染防止徹底宣言ステッカーを掲示していただくことが必要です。

○ 感染防止徹底宣言ステッカーはどこで入手できますか？

東京都防災ホームページ「感染防止徹底宣言ステッカー」(URL: <https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html>) をご覧ください。

○ パソコンがなく感染防止徹底宣言ステッカーを掲示できないが、どうすればよいですか？

協力金の支給要件となるため、速やかに感染防止徹底宣言ステッカーを申請の上、掲示いただく必要があります。パソコン・プリンタ等の環境がない場合は、スマートフォンからステッカーの申請を行う際に、郵送配布を希望する旨のボタンにチェックいただくと、後日、都庁からステッカーが郵送されます。詳しくは、東京都ステッカー申請・感染拡大防止協力金相談センター(03-5388-0567)までお問い合わせください。

○ 感染防止徹底宣言ステッカーの掲示が9月以降になった場合は、協力金は支給されないのですか？

この場合、協力金の支給対象にはなりません。